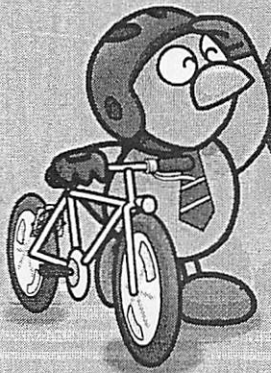


平成30年
4月1日施行

埼玉県では 自転車保険への加入が



義務になります!

自転車事故の
高額賠償事例

9,521万円

(神戸地方裁判所、
平成25年7月)

Q なぜ義務化するの？

自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

Q 何が変わるの？

①自転車利用者

埼玉県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。

※未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入

②自転車を利用する事業者

業務として自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。

※業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外

③自転車貸付業者

レンタル業務として自転車を貸付ける場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。

④自転車販売店・学校

自転車損害保険等の加入確認及び未加入時の情報提供が**努力義務**になります。

★裏面のチェックシートで自転車保険加入の確認をしてみましょう!

埼玉県 県民生活部防犯・交通安全課
TEL 048-830-2960 FAX 048-830-4757



彩の国
埼玉県